

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月9日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第6号

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（指定等の公示）</u></p> <p>第10条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を<u>公示する</u>ものとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（主任技術者等の職務）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法施行令<u>第6条</u>に定める基準に適合していることの確認</p> <p>（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（事業の運営の基準）</p> <p>第13条（略）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>ア 法施行令<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>（6）（略）</p>	<p><u>（指定等の公告）</u></p> <p>第10条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を<u>公告する</u>ものとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（主任技術者等の職務）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法施行令<u>第5条</u>に定める基準に適合していることの確認</p> <p>（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（事業の運営の基準）</p> <p>第13条（略）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>ア 法施行令<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>（6）（略）</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。